

定年の延長について 経過報告②

1. 労使協議会

日時：2025年3月12日(水) 17:00～19:00

場所：法人本部 会議室

参加者：【組合】佐藤委員長 【法人】江口部長

2. 定年延長についての協議経過

内容	組合からの提案内容	法人からの回答内容
規則改正時期	令和7年4月1日 ただし、現行制度の上で 令和7年3月31日に定 年となる正職員につい ては、延長の対象とし たい	組合からの申し入れを受け、4月 1日からの改正に向けて手続きを 進めたい。 なお、改正日直前に定年となる職 員については前回回答のとおり。
年齢	70歳 ただし、60歳時点で法 人と職員が話し合い、 嘱託職員としての再雇用 か定年延長を選ぶかの選 択をすることができるよ うにしたい。	65歳（前回回答のとおり） 更なる延長については、今後の検 討課題と認識する。
定期昇給	65歳まで	組合の提案・意見について、その 趣旨は理解するが、さらなる検討 の為、なお時間が必要。

3. 組合から

今回の協議の結果、令和7年4月1日からの改訂に向けて具体的手続きを進めたいという回答を得ることができた。また、年齢については65歳定年としたいという回答は前回から変わらなかったが、今後の検討課題と認識させることができた。

定期昇給の停止時期の延長については、前回、前進回答がなかったことについて、組合員からの怒り・悲しみの声を伝え、前回の「非常に難しい」という回答から、「意見について、その趣旨を理解のうえ、法人内で検討を行っている」という前向きな回答を引き出すことができた。

今後は、今年度中の決着・4月1日の制度改正にむけ、定期昇給の停止時期の延長を勝ち取ることを念頭に、協議をすすめたい。

4. 次回協議予定

日 時：2025年 3月18日（火） 16：00～

この件についてご意見がありましたら下記までお願い致します。

F A X 011-859-1232

電 話 011-859-1231

電子メール noteunion@note.or.jp

事業所名	
------	--